

奈良県告示第二百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十三年九月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

名 称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	指定年月日	
			名 称	所 在 地
株式会社六花	社会福祉法人三養福祉会	合資会社ライフサポート	K F C	北葛城郡王寺町畠田八一一
大阪府八尾市	大阪府門真市	葛城市新庄二〇〇番地	五八八一一	北葛城郡王寺町畠田八一一
六花訪問看護ステ	の郷ビス檜原	リハビリデイサー	K F C	北葛城郡王寺町畠田八一一
北葛城郡上牧	七一	檜原市飯高町	五八八一一	北葛城郡王寺町畠田八一一
訪問看護、居宅	通所介護及び介護予防通所介護	業居宅介護支援事	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売	平成二十三年八月一日
年八月一日	平成二十三年八月一日	平成二十三年八月一日	平成二十三年八月一日	平成二十三年八月一日

